

尾張旭市監査公表第32号

令和元年12月2日付け尾張旭市監査公表第29号をもって公表した定例監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年12月26日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

教育委員会文化スポーツ課

監査の指摘事項	措置状況
尾張旭市体育協会活動費補助金について、収支予算書の収入欄において、団体の年間の活動に係る全体の収入が記入されていない。	指摘事項につきましては、新たに団体の年間の活動に係る全体収入の欄を追加します。